

民商だより

須崎民主商工会

〒785-0034 須崎市大間本町11-20

TEL 0889-42-5201 FAX 0889-42-9240

メールアドレス susakiminsyo@gmail.com



お友だち登録はコチラ

十二月一日、新年

須崎民主商工会 会長 高橋 旦

商工新聞読者の皆さん、民商会員の皆さん、あけましておめでとうございます。

年末、高市総理のニコニコ笑顔が見えました。高市総理の思い通りに進んでいるようですが、国民は物価高騰・医療費削減・軍事費引き上げなど、たくさんの方の不安を感じています。

今国会では楽観的な政策ばかりですが、国民にはインボイス制度など、厳しい消費税などを押しつけています。“定数削減で身を切る改革”と言つていますが、政党助成金をなくす方が金額的にも大きいと思っています。

外交では高市総理と中国の首相の両方の面子が突き合い、引っ込みがつかず緊張を高めています。多くの外国人に“日本に住みたい理由”を聞いたとき、日本は、何と言つても安心して住み続けていられる、治安の良さを挙げています。国民の代表である総理大臣が自分の意見や考えを述べる際には気を付けてもらいたいものです。

須崎民商も環境が厳しい状況が続いています。会員に役立つ民商を存続させるためには皆さんの協力が必要であります。「平和でこそ商売繁盛」のためにインボイス制度廃止」の運動へ繋げていきましょう。



今週の商工新聞2面【北から南から～東から西から】須崎民商《秋の学習会(佐川町)》の様子が載っています。ぜひ読んでくださいね♪

年明け発送します 自主計算パンフレット

年明けには申告準備班会や収支作成会などの学習会が始まります。自主パンフレットが届きましたら、中を確認し、一通り目を通しておきましょう。準備班会・収支作成会には忘れずを持ってきてくださいね。日程や持ち物等、詳しいことについては、パンフレットと一緒に同封します。



《年末年始休暇について》

◎仕事納め

12月26日(金)

◎仕事始め

1月5日(月)



年末調整を控えている 事業主さんへ ご注意ください!!

今回の年末調整には注意しないといけない点がたくさんあります。

- ・基礎控除額が所得金額によって変わってくる。
- ・扶養親族等の所得要件が変更
- ・【特定扶養特別控除】の創設により19～23歳(対象者)を扶養している場合、対象者の給与収入金額によって控除額が違います。正確な金額が必要。など

詳しくは須崎民商事務局までお問い合わせください。